

許可番号 11011101925

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 岩手県盛岡市乙部5地割105番

氏名 有限会社藤工 代表取締役 藤原 正基
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市長 谷 藤 裕 明



許可の年月日 令和5年 2月17日

許可の有効年月日 令和10年 2月16日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破碎物であるものを除く。）

- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ別表のとおり

（以下、裏面記載）

以下余白

3. 許可の条件
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 15 年	2 月 17 日	当初許可
平成 20 年	2 月 17 日	更新許可
平成 20 年	3 月 19 日	変更許可
平成 25 年	2 月 17 日	更新許可
平成 25 年	7 月 25 日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
平成 30 年	2 月 17 日	更新許可
令和 5 年	2 月 17 日	更新許可

以下余白

5. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白



(以下、2枚目記載)

別表（保管施設の概要）

保管施設

所在地 岩手県盛岡市乙部5地割105番、106番、107番、108番1

区分	廃棄物の種類	保管の高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	備考
選別前の保管	木くず一時置き場	木くず	2.0	120	42.4 屋外保管
	選別前コンテナ置き場	廃プラスチック類	—	100	コンテナ(8.2 m ³ ×8基) 保管、シート被覆
		紙くず			
		繊維くず			
		金属くず			
選別後の保管	選別後コンテナ置き場	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず			
		がれき類			
		がれき類	—	120	コンテナ(8.2 m ³ ×1基) 保管、シート被覆
		ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	—		コンテナ(8.2 m ³ ×1基) 保管、シート被覆
		金属くず	—		コンテナ(8.2 m ³ ×1基) 保管、シート被覆
		繊維くず	—		コンテナ(8.2 m ³ ×1基) 保管、シート被覆
		木くず	—		コンテナ(8.2 m ³ ×2基) 保管、シート被覆
		紙くず	—		コンテナ(8.2 m ³ ×1基) 保管、シート被覆
		廃プラスチック類	—		コンテナ(8.2 m ³ ×2基) 保管、シート被覆
	選別後置き場	金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物)	—		コンテナ(8.2 m ³ ×1基) 保管、シート被覆
		木くず	2.0	24	24 屋内保管
		廃プラスチック類	2.0	24	24 屋内保管
		紙くず	—	19.8	36.0 一時保管棟内

以下余白